

2016年 7月11日

広島大学長
越智 光夫 様

広島大学教職員組合
執行委員長 難波 博孝

「広島大学3＋1プログラム（2016年度受入）」に関する要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記の「3＋1プログラム」の実施について、下記を要求します。

については、当該「3＋1プログラム」は既に進行中であり、急を要することから、2016年7月19日（火）10:00までに文書での回答をお願いします。

記

I. 「3＋1プログラム」による留学生の受け入れについて

【要求事項】

1. 「3＋1プログラム」による留学生の受け入れ要望については、該当教員の申し出により断ることができることを要求する。
2. 上記1で該当教員が受け入れ要望を断った場合、当該教員について不利益扱いを行わないことを要求する。

【要求理由】

以下の「II. 「3＋1プログラム」に関するその他の要求等」で具体的に指摘するように、当該プログラムの実施に関しては多くの疑問点や不明点等が存在している。

それらの疑問点や不明点等を含め、当該プログラムの実施は、関係する教職員の業務遂行の混乱と困難性、当該プログラム遂行上の指導教員と受け入れ留学生等の混乱可能性、指導教員となる大学教員及び当該プログラム実施に関わる事務職員の過重労働の可能性等の問題が存在しており、教職員の労働内容・労働条件・労働環境に多大な不利益を及ぼす可能性がある。

II. 「3＋1プログラム」に関するその他の要求等

1. 「3＋1プログラム（2016年度受入）」の決定について

- (1) 2016年6月21日教育研究評議会において「議事 9. 広島大学3＋1プログラムの実施について」が学長より提案され、当該資料の「1. 提案理由」では「全学的な事業となることか

ら、事業の計画について、教育研究評議会でも審議いただきたい」と記載されている。

それでは、この「広島大学3+1プログラム」の実施が最終的に決定されたのは、いつのいかなる会議であるかの説明を求める。

- (2) 2016年6月21日教育研究評議会の「議事 9. 広島大学3+1プログラムの実施について」の資料に「広島大学3+1プログラム(2016年度受入)募集要項」があるが、その3ページ下段に「12. 日程」が記載されている。この「12. 日程」によれば、「広島大学への申請書類提出期限【出願書類(電子データ)】」は「2016年6月26日」となっている。

それでは、この「3+1プログラム」の相手大学等へ当該「広島大学3+1プログラム(2016年度受入)募集要項」の案内(送付)を行なったのはいつからであるかの説明を求める。

- (3) 「3+1プログラム」による受入留学生を指導するのは各部局等の大学教員であるが、当該プログラムはまったく新しい事業であり、したがって、使用者として、新たな業務が負荷される可能性のある現場の大学教員に対して事前に事業内容を丁寧に説明し、その意見等を集約した上で、必要な修正等を行なって、同意を得ようと努力することが求められる。

それでは、各部局等の大学教員に対して、いつ、どこで、誰が事業内容を説明し、その意見等を集約したのか、部局等の単位ごとに説明することを求める。

2. 「3+1プログラム」の内容について

「3+1プログラム」により受け入れる留学生については、日本語能力試験N1合格等の日本語能力は求めるものの、広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識は問わないこととされていると聞く。そして、当該留学生の広島大学における履修期間は第3ターム(10月)～翌年の第1ターム(6月上旬)までであり、この3タームの期間に専門教育科目等を履修し、単位を取得し、卒論を仕上げるものとされている。

この点に関して、以下の説明を求める。

- (1) 広島大学の学部生や通常の留学生の場合と比較してその学習・教育期間は極端に短いですが、それでは、それらの学部生や留学生と比較して、「3+1プログラム」による留学生の修学及び卒論の達成水準をどのように想定しているのかの説明を求める。
- (2) 上記(1)において広島大学の学部生や通常の留学生と「3+1プログラム」による留学生の修学及び卒論の達成水準が異なる場合、広島大学が行なう修得単位認定や卒論指導において、事実上、二重基準(ダブルスタンダード)が生じることになるが、その問題をどのように考えているのかの説明を求める。
- (3) 上記(1)において広島大学の学部生や通常の留学生と「3+1プログラム」による留学生の修学及び卒論の達成水準が異なる場合、「3+1プログラム」による留学生を担当する指導教員は、これまで広島大学の学部生や通常の留学生に対して単位認定等を行なう際にそれぞれの修学及び卒論の目標達成水準を有して来たが、「3+1プログラム」による留学生に対してそれと異なる達成水準で単位認定や卒論指導をする矛盾を抱えることになる。この問題をどのように考えているのかの説明を求める。

(4)「3＋1プログラム」による留学生の広島大学在籍期間は3タームと短い。また、当該留学生が広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識は問わないこととされていると聞く。そうであれば当然のこととして、「3＋1プログラム」による留学生を指導することとなった教員が当該留学生の卒論指導に真摯に取り組んだが、当該留学生は留学期間が終了するまでに不十分な水準の卒業論文しか作成できない場合があり得る。

これは必然的な結果であるが、この場合、何かの責任問題が発生する否かの説明を求める。また、責任問題が発生する場合、それは誰に（あるいは、どこに）どのような責任が生じ、その理由は何であるかの説明を求める。

(5)既述したように、「3＋1プログラム」による留学生の広島大学在籍期間は3タームと短く、また、当該留学生が広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識は問わないこととされていると聞く。

それでは、上記(1)において広島大学の学部生や通常の留学生と「3＋1プログラム」による留学生の修学の達成水準を同水準とする場合、受講する専門教育科目等の成績が合格ラインに達せずに「不可」判定となることが十分にあり得るが、このとき、何かの責任問題が発生するか否かの説明を求める。また、責任問題が発生する場合、それは誰に（あるいは、どこに）どのような責任が生じ、その理由は何であるかの説明を求める。

(6)2016年6月21日教育研究評議会の「議事 9. 広島大学3＋1プログラムの実施について」の資料の「広島大学3＋1プログラム（2016年度受入）募集要項」の冒頭に、「中国の大学では本学で修得した単位の認定を行い」とあり、他方、同評議会の資料である「日本国広島大学と●●●国○○○大学との間の「3＋1プログラム」実施に関する附属書」には「8 ○○○大学は、自身の規則や手続きに従い、プログラムへの参加学生が広島大学で取得した単位を互換するよう努める」と記載されている。

つまり、前者は「認定を行い」との決定事項で、後者は「努める」との努力義務になっているが、これは「3＋1プログラム」による留学生にとっては、したがって、当該留学生の指導教員にとっても由々しき問題であり、その不整合について説明を求める。

3. 大学教員の「3＋1プログラム」による留学生の受け入れについて

(1)「3＋1プログラム」により広島大学への留学を希望する留学生について、広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識水準（専門領域の能力水準）の問題から、当該留学生が希望する指導教員はその受け入れを拒否できるか否かの説明を求める。

また、受け入れを拒否できない場合は、それは何故かの理由説明を求める。

(2)聞くとところによれば、「大学教員の卒論指導人数が既に最大に達している場合は、『3＋1プログラム』による留学生は受け入れなくてもよい」との説明を当組合組合員が受けたとのことである。

この説明は正しいか否かの回答を求める。

また、この説明が正しい場合、「大学教員の卒論指導人数が最大」であるとは具体的に当該人数は何人であるかを、その基準ごとにすべて説明することを求める。

- (2) 上述の(1)及び(2)並びに日本語能力試験 N1 合格等の日本語能力の水準問題以外で、「3 + 1 プログラム」による留学生が広島大学で専門的な勉強をする準備・条件が整っていない、あるいは、受け入れによって広島大学の学生に対する教育に支障が生じるなどの事情がある場合は、当該留学生の受け入れ拒否は可能であることの確認を求める。

4. 広島大学森戸教育学院について

「広島大学森戸教育学院」について、以下の説明を求める。

- (1) その設置はいつ、どこで行なわれたのか。また、いつから実際に稼働しているか。
- (2) その組織構成はどうなっているか。
- (3) 「3 + 1 プログラム」による留学生以外で、当該学院に関する教職員は誰か（個人名は無くても可）、また、当該学院の責任者は誰か（個人名は無くても可）。
- (4) その具体的な活動内容は何か。
- (5) 当該学院における権限と責任は何か。

5. 「3 + 1 プログラム」の提携大学等について

- (1) 「3 + 1 プログラム」の提携先の大学等について、そのすべての大学名等を開示することを要求する。
- (2) 2016年6月26日を「広島大学への申請書類提出期限【出願書類（電子データ）】」とした受け付けにおいて、どこの大学等から、広島大学のどこの学部・専門分野に、何名の申し込みがあったかを、具体的に示すことを要求する。

以 上